

## 愛知大学地域政策学部 卒業研究に関する内部規程

2014年9月25日

制定

最終改正 2015年5月28日

愛知大学地域政策学部教授会

(趣旨)

**第1条** 愛知大学地域政策学部（以下、本学部という）における卒業研究に関する取扱いは、この内部規程の定めるところによる。

(意義)

**第2条** 本学部の卒業研究は、愛知大学並びに本学部の目標と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に則り、卒業判定と学位授与の意義を有するものである。

(定義)

**第3条** 本学部の卒業研究は、以下のものとする。

- ① 地域政策にかかわる学術論文（以下、卒業論文という）
- ② 地域政策の実践にかかわる作品（以下、卒業作品という）とその報告書

(履修要件)

**第4条** 本学部の卒業研究を履修できる学生は、卒業見込証明書発給資格を有し、かつゼミナールの単位を修得済みか、当年度にゼミナールを履修する者とする。

(審査組織)

**第5条** 主査と副査1名以上を加え計2名以上によって卒業研究の審査を行う。なお、GIS学術士資格にかかわる卒業研究の場合、GIS学術士資格実績証明団体に登録した教員が主査あるいは副査となるものとする。

(主査)

**第6条** 主査は、学生が所属するゼミナール担当教員とする。主査は、担当するゼミナール学生の卒業研究の審査と評価（採点を含む）に関して最終責任者となる。

(副査)

**第7条** 副査の選考は、主査が当該学生と協議のうえ、「副査要望書(様式1)」に副査候補者を記載し、毎年9月30日（祝日の場合は、その後の教務課事務窓口開業日）まで、教務課に提出し、毎年10月の教授会で決定する。副査の資格は本学部教員であることとし、主査からの要望に基づき、審査を補助するとともに評価に関して意見を述べることを任務とする。

(テーマ・作品名一覧)

**第8条** 主査は、卒業研究作成に対する意識の高揚を図る観点から、担当するゼミナール学生に卒業論文テーマあるいは作品名を提出させなければならない。また、主査は、それらを整理した「テーマ・作品名一覧(様式2)」を作成し、毎年6月30日（祝日の場

合はその後の教務課事務窓口開業日) まで、教務課に提出するものとする。

(提出までの手続)

**第9条** 卒業研究提出までの手続について、以下のように定める。

- ① 卒業論文テーマあるいは作品名に変更があった場合は、主査が副査要望書の提出時にその旨を記載するものとする。
- ② GIS 学術士資格にかかわる卒業論文であるか否かを確認するため、副査要望書の提出時にその旨を記載するものとする。
- ③ 卒業研究とともに「卒業研究要旨(様式3)」を提出しなければならない。
- ④ 卒業研究の提出数は、卒業論文では主査用1部及び副査用1部、卒業作品では主査用作品1点と主査用報告書1部及び副査用報告書1部とする。卒業研究要旨は、主査用1部及び副査用1部とする。副査用に関しては、副査用と明記すること。
- ⑤ 提出期間は、毎年4月に指定する12月の3日間とする。提出先は、教務課とする。

(作成形式)

**第10条** 卒業研究の作成にあたっては、概ね以下の形式に従うものとする。

- ① 卒業論文
  - (1) 用紙はA4判とし、1頁当たり字数は1行40字、30行とする。
  - (2) 上下余白30mm、左右余白30mm、フォントサイズ明朝体10.5ptとする。
  - (3) 頁番号は下部中央に記載する。
  - (4) 原則としてワープロとし、コンピュータにより上質紙でプリントアウトとする。
  - (5) 完成頁数は、表紙・目次を除いて10頁(含図表等)以上を目安とする。
  - (6) 論文にパンチ穴をあげ、フラットファイルで綴じ、表紙及び背表紙をつける。
  - (7) 表紙には、提出年度、愛知大学地域政策学部卒業論文、テーマ、学部・コース名、学籍番号、氏名、主査氏名、副査氏名を記入する。
  - (8) 背表紙には、テーマ、学籍番号、氏名を記入する。
  - (9) 提出の際、「レポート表紙」と「卒業研究要旨」を中扉にして綴じこむこと。
  - (10) 主査からCD等による提出を指示された場合は、これに従うこと。
- ② 卒業作品
  - (1) 卒業作品は、破損ないように梱包すること。
  - (2) 映像、機器、技術等の卒業作品は、写真や映像をDVDに焼付けて提出すること。
  - (3) 卒業作品とともに報告書を提出すること。
  - (4) 形式は、卒業論文の場合と同様とする。ただし、頁数の制限は設けない。
  - (5) 報告書の表紙には、提出年度、愛知大学地域政策学部卒業作品、作品名、学部・コース名、学籍番号、氏名、主査氏名、副査氏名を記入する。
  - (6) 提出の際、「レポート表紙」と「卒業研究要旨」を中扉にして綴じこむこと。

(審査基準等)

**第11条** 卒業研究の審査基準等について、以下のように定める。

- ① 審査の視点は、本学部の教育研究の目的と学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

並びに教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に記載されている養成を目指す人材と育成を目指す能力とする。

- ② 卒業研究では、共同による作成を認めず、審査の対象外とする。なお、同一の研究目的・対象・方法による共同研究の場合は、個人個人が独自のテーマを設定し、重複しない内容にしなければならない。
- ③ 卒業論文の審査基準は、概ね以下のとおりとする。
  - (1) テーマの設定が適切に行われていること
  - (2) 目的・対象・方法が明示されていること
  - (3) 先行研究の検討が十分に行われていること
  - (4) 引用や注記が適切に行われていること
  - (5) 一定量を満たしていること
  - (6) 論証の過程や研究結果に論理性が認められること
  - (7) 卒業研究要旨の内容が適切であること
- ④ 卒業作品（報告書も含む）の審査基準は、概ね以下のとおりとする。
  - (1) 作品には、地域政策の実践にかかわる創作映像や機器等の開発や発明、文化遺産等に関係する新たな技術等が含まれていること
  - (2) 報告書に、卒業論文の審査基準③(1)～(4)に相当する内容が記述されていること
  - (3) 卒業研究要旨の内容が適切であること

（評価と発表）

**第12条** 卒業研究の評価は、主査が副査の意見を参考に、以下のように行う。

- ① S、A、B、C、Fの評語をもって表し、S、A、B、C、を合格とする。
- ② 届出手続き、内容、形式、提出期間などの条件を満たさない場合は、不合格とする。
- ③ 他人の論文や作品の無断使用が認められた場合は、不合格とする。
- ④ 主査は、卒業研究の評価を採点提出締切日まで提出しなければならない。
- ⑤ 主査と副査が認めた場合、審査の途中で、学生に対して修正を求めることができるものとするが、採点提出締切日は遵守しなければならない。

（保管）

**第13条** 卒業論文ならびに卒業研究要旨の現物あるいは卒業研究ならびに報告書の現物は、主査が3年以上保管するものとする。副査には、保管の義務がないものとする。

（表彰）

**第14条** 「地域政策学部卒業研究優秀賞」および「卒業研究特別賞」を設け、特に優れた卒業研究の提出学生を表彰する。

- ① 指導教員と副査が、表彰に該当すると認めた場合、「推薦書(様式4)」と卒業研究の現物を教務課に提出する。締め切りは、採点提出締切日とする。
- ② 推薦書と卒業研究の現物を審査対象として、地域政策学センター内に設置する「卒業研究優秀賞選考委員会」で選考し、2月の教授会に提案し決定する。
- ③ 卒業研究優秀賞選考委員会の構成、任務等については、別に定める。
- ④ 6名まで表彰できるものとする。その際、所属コースで1コースあたり2名以内に

なるよう配慮する。

- ⑤ 優秀者には、賞状と副賞（当分の間5千円相当の品物とする）を贈呈する。
- ⑥ 最終的な選考で選考されなかった数名（6名以内）に対して、「卒業研究特別賞」の表彰を行うことができるものとする。受賞者には、3千円相当の品物を贈呈する。
- ⑦ 優秀賞受賞者のうち代表1名は、学位記授与式において表彰される。それ以外の優秀賞授業者については、学位記授与式会場で別に表彰する。特別賞受賞者については、教授会の場で表彰する。

（中間報告会）

**第15条** 一つあるいは複数のゼミによる自主的な中間報告会を開催することができるものとする。ただし、事前に、日程等を教授会に報告するものとする。費用は、開催者が負担するものとする。

（口頭試問）

**第16条** 主査と副査が必要と認めた場合、卒業研究の指導の一環として口頭試問を実施することができるものとする。ただし、実施内容と日程に関して、1月第一回目の教授会に提案するものとする。

（卒業研究発表会）

**第17条** 教授会主催による卒業研究発表会を開催することができるものとする。開催日は、3月の教授会日とし、原則として一般公開とする。詳細は別に定める。

（卒業研究の公表）

**第18条** 地域政策学部卒業研究優秀賞を受賞した卒業研究および提出された卒業研究要旨を、本学部公式ホームページ並びに小冊子で紹介することができるものとする。その際、「愛知大学個人情報の保護に関する規程」を遵守する。

（その他）

**第19条** この内部規程の改廃は、本学部教授会の議決による

#### 附 則(制定)

この内部規程は、2013年11月1日から施行する

#### 附 則(卒業研究優秀賞等の選出手続きの明確化と卒業研究特別賞新設に伴う変更)

この内部規程は、2015年5月28日から施行する